

専決処分報告の件

地方自治法第百七十九条によつて次のとおり専決処分した

記

東伯郡町村共同公平委員會規約中改正の件

東伯郡町村共同公平委員會規約中次の通り改正するものとする

第一条中 左に掲げる「町村」は共同して公平委員會を設置する。とあるその町村

を「三朝町、羽合町、泊村、東郷町、下北条村、中北条村、岡金町、糺寺村、
麻村、大誠村、由良町、東伯町、赤崎町、下中山村、上中山村」に改

めらる
第三条中 委員は共同町村長の協議により「西郷村長」とあるを「由良町長」に

改める

同条第二項中 委員の身分取扱に付しては「西郷村条例」とあるを「由良町条例」に

改める

併加条中 身分取扱に付しては「西郷村職員」とあるを「由良町職員」に改める
第五條中 經費は「西郷村」とあるを「由良町」に改める

附則

附則五九の通り改むるものとする

1 〇の規的は公布の日から施行し昭和二十八年十月一日より適用する
2 昭和二十八年十月二日より公布の日までの廃置か合のあつた組織町村に
ついでに当該外分の日までは尙当該外分によつて消滅した関係町村は組
織町村とする

右地方自治法第百七十九条により再次す

昭和二十九年三月二十八日提出

三浦町長

坂出 雅 巳

